

【併用できる障害福祉サービス】

問1. 併用できる障害福祉サービスは、どのようなサービスがあるか。

(答) 下記の障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能です。

- ・同行援護：視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出時の支援を行う。
- ・行動援護：知的障害または精神障害のため行動に困難があり、常に介護が必要な方に、行動する際の危険を避けるために必要な支援や外出時の支援を行う。
- ・自立訓練（生活訓練）：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労移行支援：一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労継続支援：一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・移動支援：屋外での移動に困難がある障害者に対し、外出時の支援を行う。

また、固有のサービス以外の障害福祉サービスについても利用希望や不明な点等ございましたら、福祉課へ相談してください。

【申請】

問2. 65歳を迎える方が、障害福祉サービス固有のサービスのみを利用する場合、その方が65歳になるにあたり介護保険の申請は必要か。

(答) 特段必要はありません。なお、65歳以上の方の障害福祉サービス利用については、後述の【サービス利用について】をご覧ください。

問3. 障害福祉サービスを利用していた方が65歳を迎えるにあたり、介護保険サービスの申請をする場合、いつから申請ができるのか。

(答) 申請は65歳到達日（誕生日の前日）の3ヶ月前以内からできます。（例：5月7日誕生日の場合、2月6日から）

問4. 障害福祉サービスの利用申請及び介護保険の認定申請は、本人やその家族以外でも申請ができるのか。

(答) 【障害福祉サービス】可能です。委任状と代理の方（施設や病院の職員等）の本人確認書類を持参してください。
【介護保険】可能です。委任状と医療保険の被保険者証（原本又はコピー）又は本人の介護保険被保険者証（原本）又は医療保険の被保険者証（原本）と代理の方の本人確認書類を持参してください。

※本人確認書類とは

○官公署の発行した顔写真付きのものの場合1点

主なもの：運転免許証、パスポート、個人番号（マイナンバー）カード、障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳に顔写真が貼られていない場合は、健康保険証など、もう1点本人確認書類が必要です）。

○顔写真のないもの場合は2点（保険証など官公署発行のものを必ず1点）

主なもの：健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、預金通帳、民間企業の社員証、学生証など

【サービス利用について】

問5. 障害福祉サービス固有の就労系サービスや同行援護、自立訓練等のサービスは、65歳を過ぎてからでも利用できるのか。

(答) 可能です。ただし、就労移行支援や就労継続支援(A型)については、65歳に到達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた方であって、且つ、65歳に到達する前日において当該サービスの支給決定を受けていた方に限ります。また、就労継続支援(B型)についても明確な年齢制限は設けていませんが、就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方を対象としています。

問6. 65歳を過ぎてから新規で、障害福祉サービス固有のサービスを利用することは可能か。

(答) 一部サービスを除き可能です。詳しくは問5をご確認ください。

問7. 上記が可能な場合、どこに相談をし、どのような手続きをすればよいか。

(答) 介護保険の認定があり、ケアマネジャーや地域包括支援センター等と繋がりがあある場合は、そちらへご相談いただいたうえで福祉課へご連絡ください。どこにも繋がりが無い場合でしたら、福祉課へ一度ご相談ください。

【利用負担について】

問8. 障害福祉サービスを利用していた方が介護保険サービスに移行するにあたりサービス利用負担が発生するが、その負担が軽減がされる制度はあるのか。

(答) 65歳になるまでに5年間(入院その他やむを得ない事由によりサービスを受けていなかった期間を除きます。)、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した、障害福祉相当介護サービスの利用負担額が「新高額障害福祉サービス等給付費」として支給される制度があります。詳しくは市ホームページ(ページID:1003447 <https://www.city.konan.lg.jp/kurashi/fukushi/1003420/1003447.html>)をご確認いただくか、福祉課へお尋ねください。

【介護支援専門員の作成する居宅サービス計画等と相談支援専門員等の作成するサービス等利用計画について】

問9. 障害福祉サービスと介護保険サービスを併給する場合、プランの作成はどのように考えればよいか。

(答) 障害のサービス等利用計画(案)と介護保険のケアプランの両方を作成する必要はありませんので、介護保険のケアプランのみの作成としていただくことが可能です。その際は、生活全般の解決すべき課題(ニーズ)と援助目標について明確にしたうえで、他の介護保険サービス同様ケアプランに盛り込んでください。